



(裏面)

**委任状について：**

父母の会会則第6章第1条3により、会員総会には定足数が定められ、委任状を含めて会員数の3分の1以上が必要となります。その結果、当日の参加人数と出欠票及び委任状を提出された方の合計が会員数の3分の1以上にならないと会員総会の採決が有効となりません。

**ペナルティについて：**

以下の場合にはペナルティが課せられますの予めご了承ください：

- 総会を欠席し、かつ、出欠票及び委任状が未提出の場合。
- 欠席の意思を示す委任状を父母の会に直接提出しなかった場合（担任の先生や学校関係者を經由して父母の会に届いた場合）。
- 欠席の意思を示す委任状を受付時間内に父母の会に提出しなかった場合（提出が遅れた場合など）。

※ 不明な点は父母の会までお尋ねください。